

家屋滅失の届出はお済みですか？

固定資産税は、1月1日現在を基準日として課税されます。家屋の取り壊しの届出がないと、来年度も課税されたままになりますので、基準日（1月1日）以前に取り壊した人は、1月15日までにご連絡ください。

※滅失とは、家屋（住宅、車庫、物置、倉庫など）を取り壊したことです。一部分の取り壊しの場合も含みます。



問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

償却資産（固定資産税）の申告

毎年1月1日現在、南関町内に償却資産を所有している人は、地方税法第383条の規定で、償却資産の状況を申告する必要があります。申告書の提出期限は、**1月31日（金）**です。

◆償却資産とは

個人や法人で、工場・商店を経営している人や駐車場やアパートの貸し付けている人、農業をしている人が、その事業のために所有する土地・建物以外の資産を償却資産といい、土地・建物と同じように固定資産税が課税されます。

◆償却資産の具体例

種類	償却資産の例
構築物	舗装路面、外構工事、屋外設備、フェンス、ビニールハウスなど
機械及び装置	各種製造機械設備、土木建設機械、農業用設備、工作機械、搬送設備、太陽光発電設備など
船舶	漁船、ボート、貨物船など
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当する車両（トラクタなどの農耕作業用自動車については、最高速度が 毎時35km以上 のもの）、台車など
工具・器具及び備品	パソコン、冷蔵庫、応接セット、エアコン、LAN配線など

※自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産ではありません。

◆申告書類

毎年12月中に償却資産の申告書類をお送りしています。今年度より初めて償却資産の申告を行う人などで、申告書類をお持ちでない場合はご連絡ください。

申告される人は下記区分に従い該当する書類（○印）を提出してください。

区分	償却資産申告書 (第26号様式)	種類別明細書		
		全資産用	増加資産用	減少資産用
増加資産がある人	○	○	○	
減少資産がある人	○	○		○
資産の増減がない人	○			
資産をお持ちでない人	○			
廃業、転出等された人	○	必要に応じ○		必要に応じ○

※廃業等された場合でも、事業に用いることができる状態にある資産は申告が必要です。

◆その他

エルタックス（地方税ポータルシステム <http://www.eltax.jp/>）からの電子申告が利用可能です。ぜひご利用ください。

問 税務住民課 固定資産税係 ☎57-8563

～新成人の皆さんへ～ 20歳になつたら国民年金

国民年金は、老後やいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

具体的には、若い時に公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後や、病気やケガで障害が残った時、家族の働き手が亡くなった時に、年金を受け取ることができる制度です。



国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残った時に受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する人です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きなどについては玉名年金事務所または役場税務住民課までお問い合わせください。

問 △玉名年金事務所 ☎74-1612 △税務住民課住民係 ☎57-8502

家庭内保育世帯応援金の登録はお済ですか？

町では、家庭内で未就学の子どもを保育している世帯に、子育てのための応援金を交付しています。令和元年度の登録がお済でない世帯は、福祉課で登録手続きをしてください。登録が済んだ世帯には、3月上旬頃に交付申請書を送付します。ただし、育児休業中や世帯に町税等の未納がある世帯、交付登録をしていない世帯には、交付できません。

月額 0歳 1万円 ※誕生した日から生後4か月までは該当しません。

満1歳から満6歳まで 5千円

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

第20回 なんかん古小代の里 陶器・梅まつり出店者募集

3月7日（土）から8日（日）に開催する「陶器・梅まつり」で農産品、特産品、飲食物を販売する出店者を募集します。

●受付開始 1月6日（月）※募集小間数に達し次第終了します

●申込方法 ①申込書、印鑑、出店料をお持ちください

②先着順（書類に不備があれば受け付けません）

③申し込みは1店舗につき最大2小間までです

※申込書は町ホームページからダウンロードするか、まちづくり課に用意しています。

●受付時間 午前8時30分から午後5時まで ※正午から午後1時を除く

問 まちづくり課 商工観光係 ☎57-8501